### マイナンバーカード及び電子証明書利用のご案内

#### 1 マイナンバーカードの利用

- マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)の提示が必要な行政手続等のほか、様々な場面で、<u>顔写真付きの本人確認書類</u>として広くご活用できます。
- ② マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナ ンバー(個人番号)の提示が必要な行政手続等の場面に限り提示するようにしてください。

### 2 電子証明書の利用

- ① マイナンバーカードの I C チップの中に電子証明書(「署名用電子証明書」及び「利用者 証明用電子証明書」)を入れることができます。
- <u>署名用電子証明書</u>は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します (例 e-Tax 等の税の電子申請など)。パスワードは<u>6~16 桁の英数字</u>です。
- <u>利用者証明用電子証明書</u>は、医療機関受診時や、マイナポータルへのログイン、コンビ 二での証明書交付などに利用します。パスワードは<u>4桁の数字</u>です。
- ② これらの電子証明書はスマートフォンやパソコンにつないだ IC カードリーダにカードを かざして読み取ることが可能です。
  - マイナンバーカードに対応したスマートフォンはこちら

https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf

- ※ご自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダや「利用者クライアントソ フト」等が必要になります。ご利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト (https://www.jpki.go.jp/)をご確認ください。
- ③ マイナンバーカードの IC チップに搭載されている署名用電子証明書を使って、お持ちの スマートフォンに電子証明書を搭載することができます。スマートフォン用の電子証明書 はマイナポータル (<u>https://myna.go.jp/</u>) から発行が可能です(※)。

※市区町村窓口では発行できません。また、現在は Android スマートフォンのみ対応しています。

### 3 暗証番号の取扱い

- ① マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。 市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。
- ② <u>暗証番号については</u>、マイナポータルにおいて変更することが可能です。
   詳しいやり方はこちらを参照してください。

(パソコンを使用する場合)

https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html



(スマートフォンを使用する場合)

https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html



③ 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、暗証番号を連続して 誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は住民票 のある市区町村の窓口に申請する必要があります。署名用電子証明書の暗証番号について は、コンビニのキオスク端末で暗証番号の初期化を行うことが可能です。ただし、この場 合、利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要となりますのでご注意ください。

4 引越等に伴う手続

- ① <u>引越や婚姻等により、氏名、住所等の券面記載事項に変更が生じた場合、転入届や婚姻届</u> 等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所 や氏名等をカードの追記欄に記載します。また、<u>署名用電子証明書はこれらの記載事項に</u> 変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手 続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等によっても失効し ません。
- ② <u>引越の際に、転入届を提出してからカードの情報を変更せずに 90日が経過した場合、カードが失効しますのでご留意ください。</u>また、引越の際、転出届を提出してから転入先に転入届を行わず、転出予定日から 30日を経過した場合又は転入日から 14日以上経過してから転入届をした場合にも、カードが失効します。

5 マイナンバーカード・電子証明書の有効期間

- ① マイナンバーカードの有効期間は、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、1 8歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。
- ② 電子証明書の有効期間は、発行日後5回目の誕生日まで又はマイナンバーカードの有効期間までになります。なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼ください。
- ③マイナンバーカード・電子証明書は、<u>有効期間の満了の3ヶ月前となる日の翌日より更新</u> を行うことができます。マイナンバーカードや電子証明書が有効期間切れによって失効す ると、医療機関の受診時等にマイナンバーカードを利用できなくなります。有効期間が切 れる前に更新の手続を行ってください。電子証明書の更新は、住民票のある市区町村の窓 ロ又は市区町村から指定された郵便局へ来庁する必要があります。

6 マイナンバーカード紛失等の場合の対応

- マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号(紛失等の場合には365 日24時間対応)に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて住民票のある市区町村の窓口に紛失等の届出を行って下さい。
  - マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)0120-95-0178

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市 区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する 場合には、原則、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があ ります。その際、紛失の場合は警察署等から出される紛失届(遺失届受理番号が記載され ているもの)を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著 しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に 伴う再交付の際には、原則手数料が掛かります。

7 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

- ① <u>熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので</u>、 以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。
  - ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
  - ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
  - ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物 や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
  - ・ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞄や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
  - ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりして I C チップ部 分に局所的な荷重をかけないこと
- ② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり 薬品や液体等に注意してください。
  - ・化粧品の一部(除光液、マニキュア、ハンドクリームなど)、スプレーの一部(可燃性表示のあるもの)、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、 筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
  - ・水に濡れた状態で使用しないこと
  - ・塩化ビニール製品(パスケース等)に直接触れさせないこと
- ③ <u>カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のと</u> おり強い磁気に注意してください。
  - ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマ

- ートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと
- ④ ①~③に注意していなかった場合、ICチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカード
   の再交付には手数料が必要となります。
- 8 マイナンバーカード再交付に係る手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

・マイナンバーカードのみの再交付の場合 800円

・マイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 1,000円

ただし、マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該マイ ナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは機構に誤りがあ った場合又は天災その他本人の責めによらない場合には、無料となります。

9 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本 人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、 このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ 交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて<u>顔認証又は目視による確実な本人確認を行った</u> 上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

### 10 その他

以上のほか、マイナンバーカード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下の サイトをご参照ください。

- 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード https://www.soumu.go.jp/kojinbango\_card/
- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト https://www.kojinbango-card.go.jp/
- ・公的個人認証サービスポータルサイト <u>http://www.jpki.go.jp/</u>

問い合わせ先(平日午前9時から午後5時15分まで) 和泉市役所市民生活部市民室 TEL 0725-99-8117(直通)

## コンビニエンスストアでの住民票等交付サービス利用方法

和泉市では住民票等のコンビニ交付サービスを始めています。マイナンバーカードを利用した 住民票等のコンビニ交付サービスの利用方法を以下にご案内します。

コンビニ交付サービスを利用できる方は、和泉市に住民登録があり、マイナンバーカード(利用 者証明用電子証明を搭載したもの)をお持ちの方で、印鑑登録証明書については印鑑登録をし ている方、**戸籍謄抄本及び附票については、住民登録および本籍地が両方和泉市の方に限り** <u>ます</u>。※他市本籍地の方は、本籍地のある市区町村にお問い合わせください。

なお、証明書の取得には、コンビニエンスストアにマイナンバーカードを持参し、利用者証明用 電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)の入力が必須です。

全国にあるセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール(イオン・イ オンスタイル)、ココカラファインに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)の画面に表示さ れている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

(マルチコピー機の機種・形式、操作方法は店舗によって異なります。)



その後、ご利用上の同意事項が表示されますので、「同意する」を選択して進んでいただきますと、各種証明書を取得することが出来ます。

### 【住民票の写しを取得する場合の例】



証明書交付サービスを選択します。

※マルチコピー機により画面表示が異なります。



②マイナンバーカードの読み取り

マルチコピー機の所定の場所にあるカード置場に、マイ ナンバーカードを置きます。 マイナンバーカードがコンビニ交付で利用可能かどうか 確認を行います。





④暗証番号の入力 マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号(数字 4ケタ)を入力し、本人確認を行います。



⑤カードの取り外し マイナンバーカードを取り外します。 (この操作以降、マイナンバーカードは使いませんので、 お忘れにならないよう、各自で保管してください。)



③証明書交付市区町村の選択

証明書を交付する市区町村を選択します。

今回の例では、「お住まいの市区町村の証明書」を選択します。

⑥証明書の種別選択

お住まいの市区町村で取得可能な証明書の一覧が表 示されますので、お取りになりたい証明書を選択します。 今回の例では、「住民票の写し」を選択します。

交付種別を選択して	てください。	
	本人のみ	
	世帯全員	
	世帯の一部	

## ⑦交付種別入力

証明書の交付種別を選択します。





## ⑧記載事項選択

証明書に記載する項目の有無を選択します。





## ⑨部数選択 証明書の必要部数を入力します。







## ⑩発行内容確認

これまで入力した内容の最終確認を行います。 訂正が必要な場合は、該当項目の入力画面又は選択 画面まで戻って訂正することができます。



これらの操作にコンビニエンスストアの店員は関わりませんが、紙詰まりが起こったり、用紙の補 充が必要な場合は店員にお尋ねください。

※このチラシに関するお問い合わせは、和泉市役所市民室(20725-99-8117)まで。

- 必要部数分の証明書の交付手数料をコインベンダ(お 金の投入口)に入金します。
- おつりの取り忘れがないようご確認ください。
- ※マルチコピー機により画面表示が異なります。

12証明書印刷

- 証明書が必要部数分印刷されます。
- ※マルチコピー機により画面表示が異なります。

- 証明書をお取りください。
- 証明書の印刷が終了すると、取り忘れ防止用の音声案 内が流れ続けます。
- 証明書をお取りいただいた後に、音声停止用ボタンを

領収書が出ますので、お取りください。

以上で終了となります。

## ● ○ 公的個人認証サービス ● ● 電子申請・申告スタートアップガイド

# 周意しましょう



### インターネット接続されたパソコン



### 電子証明書付マイナンバーカード

※ マイナンバーカードは、住民票のある市区町村窓口で発行されます マイナンバーカードには、2種類の証明書(署名用電子証明書、利用者証明用 電子証明書)が搭載可能です。用途に合わせ窓口にて申請願います



### ICカードリーダライタ

※ 家電量販店や各メーカーのホームページ等で購入できます

# 動作環境を確認しましょう

公的個人認証サービスの電子証明書を利用した電子申請・申告等を行うときには 以下の環境を満たす必要があります。

	Windows 環境	Mac OS 環境
OS	Microsoft Windows 11 Microsoft Windows 10(32bit / 64bit) Microsoft Windows 8.1(32bit / 64bit)	Mac OS 11.3.1 Big Sur Mac OS 10.15.7 Catelina

申請先機関ごとに追加のソフトウェアやJRE(Java実行環境)が必要になる場合があります。OS等の推奨環境が 異なることもありますので、電子申請を行う前に必ず各機関のホームページ等を確認してください。

旧かードリーダライタを設定しましょう

### ICカードリーダライタの購入\*

ICカードリーダライタは、カードに記録された情報を読むための機械です。

\*:マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、各市区町村窓口や下記ホームページから 御確認をお願いいたします。

(公的個人認証サービス ポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\_writer.html)

ICカードリーダライタドライバソフトのインストールとパソコンへの接続		
インストールCD等が付属している場合	インストールCD等が付属していない場合	
<ul> <li>※ドライバのインストールが終わるまでICカードリーダ ライタは接続しないでください。</li> <li>①ドライバソフトのインストール 説明書に従ってドライバソフトをインストール します。</li> <li>②パソコンへの接続 ICカードリーダライタをパソコンに接続します。 接続するときは、パソコン本体のUSB差込口に 差込むようにします。</li> </ul>	<ol> <li>パソコンへの接続 ICカードリーダライタをパソコンに接続します。 接続するときは、パソコン本体のUSB差込口に 差込むようにします。</li> <li>ドライバソフトの自動インストール ドライバソフトのインストールが自動的に開始 します。画面に従って進めてください。</li> <li>自動インストールは時間がかかる場合があります。イン ストールが終わるまでリーダライタを抜かないように注意してください。</li> </ol>	



会的個人認能サービス 利用者クライアントソフトを設定しましょう

### ソフトのダウンロード

① 公的個人認証サービスポータルサイトにアクセスします。

### https://www.jpki.go.jp

- ② 「利用者クライアントソフトのダウンロード」をクリックします。
- ③ 御利用のパソコン環境に合ったクライアントソフトをダウンロードしてください。



### インストール

ダウンロードした「JPKIAppli03-04.exe (Windows10) | 又は「JPKIMac 03-05-\_01-00.dmg(Mac)」をダブルクリックし、画面に従ってインストールを行ってくだ さい。





4